⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

⑵　②の欄は、届出に係る無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）に指定されている識別信号を記載すること。

⑶　③の欄は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

⑷　④の欄は、無線局の運用開始の届出に限り記載することとし、運用を開始する期日を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合は、運用を開始した年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

⑸　⑤の欄は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の運用を休止する又は運用休止期間を変更する届出に限り、運用休止期間及び変更する理由を記載すること。この場合において、運用休止期間を変更する場合にあつては、変更後の運用休止期間及び変更する理由を記載すること。

⑹　⑥の欄は、次によること。

ア　第24条第２項に規定する届出の場合に限り、同項各号に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項を変更する場合は、変更である旨及び変更後の事項を記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　届出書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の五　包括免許（施行規則第15条の２第２項第１号及び第３号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）　［新設］

包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

□電波法第27条の６第３項前段の規定により、包括免許に係る特定無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。